

みその寮ショートステイサービス重要事項説明書
(特別養護老人ホーム御菌寮が行う(空床型)を含む)

(1) 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 本永福祉会
法人所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-0455
代表者名 理事長 本永 雅敬
設立年月日 昭和46年5月26日

(2) 事業所の名称及び所在地

事業所の名称 みその寮ショートステイサービス(短期入所生活介護)
事業所の所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-0455 FAX番号 082-434-0465
施設長名 下竹 歳史
開設年月日 昭和55年4月1日
施設理念 『暮らし快適! 笑顔満開!』
入所定員 16名

(3) 事業の目的及び運営の基本方針

みその寮ショートステイサービスの行う指定短期入所生活介護(併設型)の事業及び特別養護老人ホーム御菌寮において行なう指定短期入所生活介護(空床型)の事業は、ご利用の方が介護の必要な状態になられた場合も、可能な限りご自宅で自立した日常生活が送れるよう、機能訓練及必要な日常生活上のお世話をすることにより、ご利用の方の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、ご家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的としています。

短期入所生活介護事業を提供するにあたっての基本方針は以下のとおりです。

1. ご利用の方及びご家族にサービス内容等について説明し、文書により同意を得たうえでサービスを提供します。
2. ご利用の方のサービス利用目的、居宅介護支援事業者によって作成された居宅サービス計画に沿って心身の状況等に応じたサービス計画を作成し、計画に添ったサービスを提供します。
3. サービスの提供にあたっては、ご利用の方の人格を尊重し、常にお客様の立場にたったサービス提供に努めます。
4. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービスとの連携を密にし、より良いサービスが提供できるよう努めます。
5. サービス利用状況や個人情報などのお客様に関する情報を、許可なく他にお知らせすることはありません。

(4) 従業者の職種、員数及び職務内容

ショートステイサービス事業の提供には、以下の職員に従事させます。(本体の特別養

護老人ホームと兼務)

1. 施設長 1名 (常勤)
職員及び業務全般の管理を行います。
2. 事務局長 1名 (常勤)
施設長を補佐し、業務全般の管理を行います。
3. 医師 1名 (非常勤)
ご利用の方の健康管理をいたします。
4. 看護職員 併設ショート専従 1名 (常勤)
空床ショート(特養と兼務) 3名以上 (常勤換算)
ご利用の方の健康管理をいたします。
5. 歯科衛生士 1名 (常勤1名)
ご利用の方の口腔機能の維持管理をいたします。
6. 介護支援専門員 1名以上 (常勤換算)
サービス計画の作成や、変更の主導的役割を担います。
7. 生活相談員 1名 (常勤)
ご利用の方からのご相談に応じます。
8. 介護職員 31名以上 (常勤換算)
入浴・食事・排泄等 身の回りの介護をいたします。
9. 機能訓練指導員 1名 (看護職員が兼務)
ご利用の方のご要望や必要に応じて、機能訓練をおこないます。
10. 管理栄養士 2名以上 (常勤換算)
ご利用の方によりよい食事が提供できるよう、献立作成や栄養管理を行います。
11. 調理員 5名以上 (常勤 非常勤)
ご利用の方のお食事を調理します。
12. 事務職 2名以上 (常勤換算)
経理事務・介護保険関係事務を行うほか、ご利用の方の事務代行を行います。
13. その他 5名以上 (常勤 非常勤)
環境整備や洗濯等 ご利用者の方の身の回りのお世話をいたします。

(5) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は下記のとおりとさせていただきます。

1. 営業日 毎日
2. 営業時間 0時から24時

(6) サービスの定員

1日に利用できる定員は介護予防短期入所生活介護と併せて以下のとおりとします。

1. 併設型 16名
2. 空床型 特別養護老人ホーム御菌寮の定員84名以内

(7) サービスの内容

ショートステイサービスでは以下のサービスを行います。

1. サービス計画の作成
2. 入浴の介護
3. 排泄の介護
4. 食事の提供
5. 機能訓練
6. 健康管理
7. 栄養管理
8. 口腔衛生管理
9. 相談援助
10. レクリエーション
11. 送迎
12. その他の社会生活上の便宜の提供

(8) 利用料等について

利用料等については別表のとおりです。

所得の状況に応じて、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けることができます。

(10) の通常の送迎実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の送迎実施地域を越えた地点から路程 1 km あたり 30 円を実費として徴収致します。

(9) 料金のお支払方法について

利用料の請求期間は毎月御利用の初日から最終日までとします。

お支払いにつきましては、お客様の指定する口座からの引き落とし、もしくは現金でお支払い下さい。

(10) 通常の送迎実施地域について

通常の送迎実施地域は下記のとおりといたします。

1. 東広島市内

上記地域については、ご要望に応じてご自宅まで送迎いたします。

ただし、その他の地域にお住まいの方にもご利用いただけます。

(11) サービスのご利用契約について

1. サービスのご利用にあたり、利用契約を結んでいただきます。契約の有効期間は要介護認定の有効期間と同じですが、利用の要件が満たされていれば、自動的に更新します。
2. サービス利用契約は、理由の如何を問わずいつでも解除することができます。
3. 以下の場合は、ご連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
 - ① 介護保険施設・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等の入所サービスに入所したとき
 - ② 死亡または介護保険の被保険者資格を喪失した場合
4. 以下の場合は、事業所から通知の上契約を解除する場合があります。

- ① サービスの利用料金を6か月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず、10日以上ご入金がない場合
- ② 他のサービス利用者や職員に対する著しい迷惑行為のために、サービスを継続することが困難な場合
- ③ やむを得ず事業所を縮小または閉鎖する場合

(12) サービスご利用にあたっての留意点

1. ご利用にあたっては、介護保険被保険者証を確認させていただきます。
2. ご利用のお申し込みの際に、担当のケアマネージャーに、ご利用の日時、送迎の要不要等をお知らせください。
3. 利用予定日に、ご利用にならない場合はお早めにご連絡ください。
4. 利用当日、体調等で普段と違う状況に気づかれた場合は、職員にお申し付けください。
5. 伝染性疾患または感染のおそれがある疾患と診断されている方は、ご利用をおことわりすることがあります。治癒後は、かかりつけ医の確認をいただいてからご利用ください。
6. 業務の都合により、利用をおことわりする場合がございます。その際は、他の短期入所生活介護事業者をご紹介します。
7. その他
 - ・ ご面会 ご自由に面会いただけますが、夜間8時以降はご遠慮下さい。
 - ・ 外出 ご本人の体調が許せば、ご家族等の付き添いのもとに自由です。
※面会・外出については、感染症まん延防止等のために制限を設けてさせていただく場合があります。
 - ・ 飲酒 行事等で提供されるもの以外のご遠慮ください。
 - ・ 喫煙 所定の喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。
 - ・ 宗教活動 他の利用者のご迷惑にならない範囲でのご本人の活動は自由ですが、他の利用者等への勧誘・布教等はお断りします。
 - ・ 貴重品等 多額の現金、貴金属等の貴重品については、お持ち込みにならないようご配慮ください。

(13) 緊急時等における対応

サービスご利用中に、疾病その他により緊急の対応を要する場合は、ご家族および担当ケアマネージャーに連絡したうえ、事前にお伺いしたかかりつけ医に受診するか、それによりがたい場合は他の医療機関に受診させていただく場合があります。

(14) 感染症および食中毒の発生、まん延防止に向けた体制等

事業所内において感染症及び食中毒が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症および食中毒の予防、まん延防止のための指針に沿って迅速な対応を図ります。
- (2) 事業所は感染症予防・まん延防止委員会を設置し、委員会を必要時に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。委員会は、場合により他の

委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。

- (3) 職員に対し年2回以上の研修及び訓練、新任職員に対する研修を実施します。

(15) 身体拘束等の適正化に向けた体制等

事業所は身体拘束等の適正化に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は身体拘束適正化委員会を設置します。
(2) 身体拘束適正化委員会は、身体拘束の適正化の推進のために以下の取り組みを行います。

- 施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束適正化に関する職員全体への周知
- 身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営

なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。

- (3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
(4) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族への説明同意を得て行います。
また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行いできるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

(16) 虐待防止に向けた体制等

事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は虐待防止委員会を設置します。
(2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
(3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
(5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、事業所は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

(17) サービス提供中の事故について

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族・担当ケアマネジャー・保険者

に報告し、速やかに適切な処置をとらせていただきます。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償します。また、事故発生防止及び再発防止のために安全管理部門を設置し、外部研修を受講した担当者を置きます。

- (2) 事業所は事故発生防止委員会を設置し、事故報告に基づき発生要因を分析し、再発防止策について職員に周知します。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

(18) 非常災害対策について

管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救助訓練等を実施します。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定めます。

防火管理者 下竹 歳史

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(19) 事業継続計画(BCP)について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(20) 従業員の守秘義務について

- (1) 事業所は、利用者およびご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者およびご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では検束的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者またはご家族の同意をあらかじめ書面により得ることとします。

(21) 従業員の資質向上について

職員に対して研修の機会を与え、お客様のサービス向上及び職員の資質の向上を図ります。

(22) 就業環境の確保

事業所は適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性

的な言動または優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(23) サービス内容に関する相談・苦情対応

みその寮ショートステイサービスが提供するサービス事業に関する相談・苦情は、以下のところで受け付けます。

なお、苦情解決の手順は別紙のとおりです。

当事業所の相談・苦情窓口	電話 082-434-0455 FAX 082-434-0465 文書 〒739-2111 東広島市高屋町高屋堀3486番地 御菌寮宛 Eメール main@misonoryo.com 担当者 生活相談員 大嶋 稚加	
第三者委員	寺尾 孝治（地域代表）	近藤 一也（法人監事）
保険者である市町村の介護保険担当窓口	東広島介護保険課 東広島西条栄町8-29 電話082-420-0937	
各県の国保連合会の窓口	広島県国保連合会 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話082-554-0783	
その他	広島県サービス運営適正化委員会 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉協議会内 電話082-254-3419	

(24) 当法人が運営する事業

事業所名	事業の種類
特別養護老人ホーム御菌寮	介護老人福祉施設 空床型短期入所生活介護 空床型介護予防短期入所生活介護
みその寮ショートステイサービス	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
デイサービスセンターみその	通所介護 第1号通所事業・通所型サービスA
ホームヘルプサービスみその	訪問介護 第1号訪問事業
在宅介護支援センターみその	居宅介護支援 介護予防支援・第1号介護予防支援
東広島市高屋地域包括支援センター	包括的支援事業（市委託業務） 介護予防支援

みその寮ショートステイサービス重要事項説明書
(介護予防短期入所生活介護)
(特別養護老人ホーム御菌寮が行う(空床型)を含む)

(1) 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 本永福祉会
法人所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-0455
代表者名 理事長 本永 雅敬
設立年月日 昭和46年5月26日

(2) 事業所の名称及び所在地

事業所の名称 みその寮ショートステイサービス(介護予防短期入所生活介護)
事業所の所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-0455 FAX番号 082-434-0465
施設長名 下竹 歳史
開設年月日 昭和55年4月1日
施設理念 『暮らし快適! 笑顔満開!』
入所定員 16名

(3) 事業の目的及び運営の基本方針

みその寮ショートステイサービスの行う介護予防短期入所生活介護(併設型)の事業及び特別養護老人ホーム御菌寮において行なう介護予防短期入所生活介護(空床型)の事業は、要介護認定で要支援1又は要支援2と判定された方に対し、可能な限りご自宅で自立した日常生活が送れるよう、機能訓練及必要な日常生活上のお世話をすることにより、ご利用の方の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、ご家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的としています。

介護予防短期入所生活介護を提供するにあたっての基本方針は以下のとおりです。

1. ご利用の方及びご家族にサービス内容等について説明し、文書により同意を得たうえでサービスを提供します。
2. ご利用の方のサービス利用目的、地域包括支援センターによって作成された介護予防サービス計画に沿って心身の状況等に応じたサービス計画を作成し、計画に添ったサービスを提供します。
3. サービスの提供にあたっては、ご利用の方の人格を尊重し、常にお客様の立場にたったサービス提供に努めます。
4. 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の関係者との連携を密にし、より良いサービスが提供できるよう努めます。
5. サービス利用状況や個人情報などのお客様に関する情報を、許可なく他にお知らせすることはありません。

(4) 従業者の職種、員数及び職務内容

ショートステイサービス事業の提供には、以下の職員に従事させます。(本体の特別養護老人ホームと兼務)

1. 施設長 1名 (常勤)
職員及び業務全般の管理を行います。
2. 事務局長 1名 (常勤)
施設長を補佐し、業務全般の管理を行います。
3. 医師 1名 (非常勤)
ご利用の方の健康管理をいたします。
4. 看護職員 併設ショート専従 1名 (常勤)
空床ショート(特養と兼務) 3名以上 (常勤換算)
ご利用の方の健康管理をいたします。
5. 歯科衛生士 1名 (常勤1名)
ご利用の方の口腔機能の維持管理をいたします。
6. 介護支援専門員 1名以上 (常勤換算)
サービス計画の作成や、変更の主導的役割を担います。
7. 生活相談員 1名 (常勤)
ご利用の方からのご相談に応じます。
8. 介護職員 31名以上 (常勤換算)
入浴・食事・排泄等 身の回りの介護をいたします。
9. 機能訓練指導員 1名 (看護職員が兼務)
ご利用の方のご要望や必要に応じて、機能訓練をおこないます。
10. 管理栄養士 2名以上 (常勤換算)
ご利用の方によりよい食事が提供できるよう、献立作成や栄養管理を行います。
11. 調理員 5名以上 (常勤 非常勤)
ご利用の方のお食事を調理します。
12. 事務職 2名以上 (常勤換算)
経理事務・介護保険関係事務を行うほか、ご利用の方の事務代行を行います。
13. その他 5名以上 (常勤 非常勤)
環境整備や洗濯等 ご利用者の方の身の回りのお世話をいたします。

(5) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は下記のとおりとさせていただきます。

1. 営業日 毎日
2. 営業時間 0時から24時

(6) サービスの定員

1日に利用できる定員は短期入所生活介護と併せて以下のとおりとします。

1. 併設型 16名
2. 空床利用型 特別養護老人ホーム御菌寮の定員84名以内

(7) サービスの内容

ショートステイサービスでは以下のサービスを行います。

1. サービス計画の作成
2. 入浴サービス
3. 排泄の援助
4. 食事の提供
5. 機能訓練
6. 健康管理
7. 栄養管理
8. 口腔衛生管理
9. 相談援助
10. レクリエーション
11. 送迎
12. その他社会生活上の便宜の提供

(8) 利用料等について

利用料等については別表のとおりです。

所得の状況に応じて、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けることができます。

(10) の通常の送迎実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の送迎実施地域を越えた地点から路程 1 kmあたり 30 円を実費として徴収致します。

(9) 料金のお支払方法について

利用料の請求期間は毎月御利用の初日から最終日までとします。

お支払いにつきましては、お客様の指定する口座からの引き落とし、もしくは現金でお支払い下さい。

(10) 通常の送迎実施地域について

通常の送迎実施地域は下記のとおりといたします。

1. 東広島市内

上記地域については、ご要望に応じてご自宅まで送迎いたします。

ただし、その他の地域にお住まいの方にもご利用いただけます。

(11) サービスのご利用契約について

1. サービスのご利用にあたり、利用契約を結んでいただきます。契約の有効期間は要支援認定の有効期間と同じですが、利用の要件が満たされていれば、自動的に更新します。
2. サービス利用契約は、理由の如何を問わずいつでも解除することができます。
3. 以下の場合は、ご連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 介護保険施設・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等の入所サービスに入所したとき
- ② 死亡または介護保険の被保険者資格を喪失した場合
- 4. 以下の場合、事業所から通知の上契約を解除する場合があります。
 - ① サービスの利用料金を6か月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず、10日以上ご入金がない場合
 - ② 他のサービス利用者や職員に対する著しい迷惑行為のために、サービスを継続することが困難な場合
 - ③ やむを得ず事業所を縮小または閉鎖する場合

(12) サービスご利用にあたっての留意点

1. ご利用にあたっては、介護保険被保険者証を確認させていただきます。
2. ご利用のお申し込みの際に、ご利用の日時、送迎の要不要等をお知らせください。
3. 利用予定日に、ご利用にならない場合はお早めにご連絡ください。
4. 利用当日、体調等で普段と違う状況に気づかれた場合は、職員にお申し付けください。
5. 伝染性疾患または感染のおそれがある疾患と診断されている方は、ご利用をおことわりすることがあります。治癒後は、かかりつけ医の確認をいただいてからご利用ください。
6. 業務の都合により、利用をおことわりする場合がございます。その際は、他の短期入所生活介護事業者をご紹介いたします。以下の場合、事業所からの通知の上契約を解除します。
7. その他
 - ・ ご面会 ご自由に面会いただけます。
 - ・ 外出 ご本人の体調が許せば、ご家族等の付き添いのもとに自由です。
※面会・外出については、感染症まん延防止等のために制限を設けさせていただく場合があります。
 - ・ 飲酒 行事等で提供されるもの以外のご遠慮ください。
 - ・ 喫煙 所定の喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。
 - ・ 宗教活動 他の利用者のご迷惑にならない範囲でのご本人の活動は自由ですが、他の利用者等への勧誘・布教等はお断りします。
 - ・ 貴重品等 多額の現金、貴金属等の貴重品については、お持ち込みにならないようご配慮ください。

(13) 緊急時等における対応

サービスご利用中に、疾病その他により緊急の対応を要する場合は、ご家族および担当ケアマネージャーに連絡したうえ、事前にお伺いしたかかりつけ医に受診するか、それによりがたい場合は他の医療機関に受診させていただく場合があります。

(14) 感染症および食中毒の発生、まん延防止に向けた体制等

事業所内において感染症及び食中毒が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措

置を講じます。

- (1) 事業所における感染症および食中毒の予防、まん延防止のための指針に沿って迅速な対応を図ります。
- (2) 事業所は感染症予防・まん延防止委員会を設置し、委員会を必要時に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修及び訓練、新任職員に対する研修を実施します。

(15) 身体拘束等の適正化に向けた体制等

事業所は身体拘束等の適正化に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は身体拘束適正化委員会を設置します。
- (2) 身体拘束適正化委員会は、身体拘束の適正化の推進のために以下の取り組みを行います。

- 施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束適正化に関する職員全体への周知
- 身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営

なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。

- (3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
- (4) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行いできるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

(16) 虐待防止に向けた体制等

事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は虐待防止委員会を設置します。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、事業所は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発

防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

(17) サービス提供中の事故について

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族・地域包括支援センター・保険者に報告し、速やかに適切な処置をとらせていただきます。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償いたします。また、事故発生防止及び再発防止のために安全管理部門を設置し、外部研修を受講した担当者を置きます。
- (2) 事業所は事故発生防止委員会を設置し、事故報告に基づき発生要因を分析し、再発防止策について従業者に周知します。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
- (3) 事業所は、職員に対し年2回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

(18) 非常災害対策について

管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救助訓練等を実施します。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定めます。

防火管理者 下竹 歳史

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます

(19) 事業継続計画(BCP)について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(20) 従業者の守秘義務について

- (1) 事業所は、利用者およびご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者およびご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では検束的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者またはご家族の同意をあらかじめ書面により得ることとします。

(21) 従業者の資質向上について

職員に対して研修の機会を与え、お客様のサービス向上及び職員の資質の向上を図ります。

(22) 就業環境の確保

事業所は適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(23) サービス内容に関する相談・苦情対応

みその寮ショートステイサービスが提供するサービス事業に関する相談・苦情は、以下のところで受け付けます。

なお、苦情解決の手順は別紙のとおりです。

当事業所の相談・苦情窓口	電話 082-434-0455 FAX 082-434-0465 文書 〒739-2111 東広島市高屋町高屋堀3486番地 御菌寮宛 Eメール main@misonoryo.com 担当者 生活相談員 大嶋 稚加	
第三者委員	寺尾 孝治（地域代表）	近藤 一也（法人監事）
保険者である市町村の介護保険担当窓口	東広島介護保険課 東広島西条栄町8-29 電話082-420-0937	
各県の国保連合会の窓口	広島県国保連合会 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話082-554-0783	
その他	広島県サービス運営適正化委員会 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉協議会内 電話082-254-3419	

(24) 当法人が運営する事業

事業所名	事業の種類
特別養護老人ホーム御菌寮	介護老人福祉施設 空床型短期入所生活介護 空床型介護予防短期入所生活介護
みその寮ショートステイサービス	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

デイサービスセンターみその	通所介護 第1号通所事業・通所型サービスA
ホームヘルプサービスみその	訪問介護 第1号訪問事業
在宅介護支援センターみその	居宅介護支援 介護予防支援・第1号介護予防支援
東広島市高屋地域包括支援センター	包括的支援事業（市委託業務） 介護予防支援

みその寮ショートステイサービス料金表 [特養空床利用含む]

基本サービス費（１日あたり） 令和８年６月１日現在

算定項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費	4 5 1 円	5 6 1 円	6 0 3 円	6 7 2 円	7 4 5 円	8 1 5 円	8 8 4 円

各種加算（１日あたり）

算定項目	金額	算定内容
看護体制加算Ⅰ	4 円（要支援を除く）	常勤の正看護師 1 名以上配置
看護体制加算Ⅱ	8 円（要支援を除く）	看護職員が基準＋ 1 名以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 円	勤続 1 0 年以上の介護福祉士を 3 5 %以上配置
夜勤職員配置加算Ⅲ	1 5 円（要支援を除く）	夜勤時間帯に、喀痰吸引のできる介護職員を配置するとともに看護介護職員を加配
送迎加算（片道につき）	1 8 4 円 / 回	サービス利用にあたり送迎サービスを提供した場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	介護サービス利用に係る自己負担額の計×17.6%	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1 0 円（月額）	ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する体制を構築する

保険外の費用(1日あたり)

算定項目	金額
食費	朝食 5 5 0 円
	昼食 6 5 0 円
	夕食 6 5 0 円
滞在費	多床室 1, 0 0 0 円
	2 人部屋 1, 2 0 0 円
テレビレンタル料	2 0 0 円

食費や滞在費については所得の状況による軽減措置により、下表の金額となります。

利用者負担段階	滞在費の負担限度額		食費の負担限度額
	多床室	2 人部屋	
第 4 段階（通常）	1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 8 5 0 円
第 3 段階②	4 3 0 円	4 3 0 円	1, 3 0 0 円
第 3 段階①	4 3 0 円	4 3 0 円	1, 0 0 0 円
第 2 段階	4 3 0 円	4 3 0 円	6 0 0 円
第 1 段階	0 円	0 円	3 0 0 円

（上記の基本的な介護サービスに加えて特別な介護ケアを行った場合に下記の加算が発生する場合があります。）

★通常のサービス提供地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常のサービス提供地域を越えた地点から路程 1 km あたり 30 円を実費として徴収致します。
※通常のサービス提供地域とは、東広島市内全域とさせていただきます。

★療養食加算(8円/回)が加算される場合があります。（１日3回を限度）
※医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。

★在宅中重度者受入加算(413円/日)が加算される場合があります。（要支援を除く）
※訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、サービス提供中の健康管理を訪問看護師からサービス提供が受けられた場合に算定されます。

★緊急短期入所受入加算(90円/日)が加算される場合があります。（最大14日間）（要支援を除く）
※やむを得ない事情で、居宅サービス計画にない短期入所生活介護を緊急的に行われる場合に加算されます。

★認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円)が加算される場合があります。（最大7日間）
※家庭で対応が難しい認知症の方が、徘徊等の症状により医師の判断で緊急にサービスを利用された場合に加算されます。

★医療連携強化加算(58円/日)が加算される場合があります。（要支援を除く）
※医療機関を退院して直接在宅復帰が困難な方を受け入れて、在宅復帰を支援した場合に加算されます。

★若年性認知症利用者受入加算(120円/日)が加算される場合があります。
※若年性の認知症のご利用者様を受け入れ、個別に定めた担当スタッフを中心にご利用者様の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に加算されます。

★看取り連携体制加算(64円/日)が加算される場合があります。（要支援を除く）
※看取り期にある利用者を家族の休息等のためのサービス利用を受入れした場合に加算されます。

★口腔連携強化加算(50円/月)が加算される場合があります。
※口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合に加算されます。

(注意) ※上記の表示金額は、利用者が負担する料金(介護保険の 1 割)です
※1単位=10円で算出した料金です。 実際には地域区分7級地適用により1単位10.17円で計算されます。

ご満足いただけていますか？

私たちの介護サービスを御利用いただくすべての皆さまにご満足いただけることが、私たちの願いです。しかし、「もっと、こうして欲しい！」というご要望や、「どうして、そんなふうにするの？」という疑問、あるいは、私たちのサービスに対してのご不満もあるかと思います。

私たちのサービスに対する苦情、疑問、ご要望がありましたら、遠慮なく私たちにお知らせ下さい。ご利用いただく皆さまの声が、私達のサービスを変えていきます。

お客様からの苦情に対する対応

☆受付窓口

各サービスの受付窓口はつぎのとおりです。

特別養護老人ホーム御園寮	生活相談員	大嶋 稚加
みその寮ショートステイサービス	//	
デイサービスセンターみその	管理者	中田 まり子
ホームヘルプサービスみその	管理者	日浦 知美
在宅介護支援センターみその	管理者	吉本 良子

☆第三者委員

地域代表	寺尾 孝治
監 事	近藤 一也

☆苦情解決責任者

すべてのサービスの苦情解決責任者 理事長 本永 雅敬



☆受付方法

直接担当者にお申し出いただくか、お手紙、お電話、E-mailでもお申し出いただけます。また、備え付けの用紙にご記入のうえ、御園寮窓口の受付箱にご投函いただいても結構です。

電話 (082) 434-0455 メールアドレス main@misonoryo.com

各在宅サービス事業所において直接窓口での対応時間帯については、8時20分から17時までです。それ以外の時間帯につきましては、併設の特別養護老人ホーム御園寮で受付対応しております。

☆解決の手順

苦情をお伺いした後、解決のための標準的な手順はつぎのとおりです。

- ① 苦情等をお伺いしたら、内容、お名前、連絡先等を記録します。直接、回答をご希望の方は、その旨お知らせ下さい。もちろん、お名前を伺わずに受け付けることもできます。
- ② 受付担当者は、記録に基づいて苦情解決責任者に報告します。
- ③ 苦情解決責任者は、お申し出の内容について調査を行います。
- ④ 調査の内容を検討し、各サービスの責任において対処すべき内容のものについては改善策を検討し、その結果についてお返事を差し上げます。
- ⑤ お申し出の内容が、私どものサービス内容についての理解の相違ではないかと考えられる場合には、再度、お申し出の内容についてお問い合わせし、ご説明させていただきます。
- ⑥ 私どもの対応にご納得いただけない場合は、保険者である市町村や広島県福祉サービス運営適正化委員会に対し、調停をお願いすることもできます。
- ⑦ サービスに対する苦情は、直接 私どもにお申し出いただくほかにも、保険者である市町村、審査支払機関である広島県国民健康保険連合会にも窓口が設置されています。

東広島市介護保険課	(082) 420-0937
東広島市地域包括ケア推進課	(082) 420-0984
広島県国民健康保険連合会	(082) 554-0783